交渉、文書作成、訴訟等の受任における準時間報酬制について 北奥法律事務所 (26年6月更新)

当事務所では、現在、ある程度以上の従事時間を要する交渉や文書作成その他の業務(主に、経済的利益が少額または算定が困難なもの)を受任する際の受任費用については、民事・刑事など事件の種類を問わず、以下のように、時間報酬(タイムチャージ)を基本とする方式を採用しています。

まず、受任時に、事案の性質に応じた相当な預かり金をご入金いただきます。 そして、<u>弁護士が事件解決・処理のためその案件に従事した場合、原則として</u> 1時間あたり2万円+消費税とし、成果的要素が生じたときには、経済的利益の 有無なども斟酌し、事案の性質等に応じた相当な成果報酬を加算した額を報酬と して清算させていただきます。

従事時間の計上は、30 分を計上の単位とする四捨五入(15 分毎の区切り)を原則とし、15 分未満の作業が累積したときには、まとめて計上させていただく場合があります。

事務局(パラリーガル)の従事については、簡易な補助事務(各種書類の提出事務や関係先への簡易な連絡など)は原則として個別算定せずに成果報酬の加算要素として斟酌し、弁護士に代わって一定の事務(調査、書類作成、相当時間の連絡等)に従事する場合は、事案の性質に応じ、1時間 4000 円+消費税を最低価格(事案や熟練により増額修正)とする取扱を試行的に実施しています。

例えば、短期間の交渉で解決できる紛争処理を受任して、10万円をお預かりした場合に、弁護士が実働3時間、事務局(の対象業務)が実働2時間で事件を解決したときには、時間報酬6万8000円(6万円+8000円)、消費税のほか、相当な成果報酬を加算した額をお支払いいただき(預かり金から控除)、残金をご返却することになります。

成果報酬を加算するのが相当でない事案では、時間報酬のみお支払いいただく ことにとなりますし、諸般の事情に照らし、受任時の預かり金の範囲内のお支払 い(超過分は割引など)とさせていただくこともあります。

ご予算に関する事前のご希望は極力承りますので、お早めにお申し出下さい。

時間報酬制の主たる目的は、定額制などで生ずる不公平を是正する点にあり、合理的な費用算定を心がけておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。